

## 北海道における気候変動の影響への適応方針の概要

### 1 策定の背景、意義

#### ◆ 気候変動の影響への適応とは



#### ◆ 国内外の動き

2014(H26).11	I P C C (気候変動に関する政府間パネル) 第5次報告書の公表 ⇒気候変動の影響に対処するため、「緩和」だけではなく「適応」の取組を進めていくことが必要
2015(H27).12	2020年以降の新たな国際的枠組み「パリ協定」の採択 (2016(H28).11発効) ⇒地球の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃に抑制するなど「緩和」に加え、「適応」の長期目標や各国の計画策定等を規定
2018(H30).6	国の「気候変動適応法」の公布 ⇒適応策の実効性を高め、国・地方公共団体・事業者など各主体が担うべき役割を明確化、地域における適応の取組の推進

#### ◆ 方針の位置付け

- 道では、これまで「北海道地球温暖化対策推進計画（2010(H22).5策定）」に基づき、ソフト・ハードの両面から「緩和」の取組を中心に推進
- 気候変動の影響に対し、地域におけるリスクマネジメントの視点で本道の産業や道民の安全・安心等を守るため、今後の本道における取組の方向性を示す本方針を策定し適応策の検討を進め、「緩和」と「適応」を両輪とした地球温暖化対策を推進
- 国連サミット（2015(H27).9）で採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」の一つである「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成にも資するもの

### 2 本道の地域特性

- ◇ 地理的特性 … 日本の最北端に位置し、面積は国土の約22%、明瞭な四季、独自の自然と文化、冷涼低湿な気候 など
- ◇ 経済・産業的特性 … 基幹産業の農林水産業、食や自然を活かした観光業 など
- ◇ 社会的特性 … 広域分散型の都市形態、高齢者率50%超の集落が多数 など

### 3 気候の長期変化と将来見通し

長 期 変 化	将 来 見 通 し (21世紀末)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均気温はおよそ1.59℃上昇</li> <li>○冬日・真冬日の日数が減少</li> <li>○年降水量の大きな変化はない</li> <li>○日降水量70mm以上の年間日数が増加傾向</li> <li>○最深積雪量が減少傾向</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平均気温は20世紀末を基準に3℃程度上昇</li> <li>○夏日は30日／年程度増加、冬日は40日／年程度減少</li> <li>○年降水量は概ね10%増加</li> <li>○大雨や短時間強雨の頻度が増加</li> <li>○年降雪量は内陸部の一部地域を除き減少</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 4 気候変動の影響と評価

- ◇ 国の影響評価等において、本道で予測される影響等の例は以下のとおり。

農業	水稻など一部作物の収量の増加、病害虫の発生増加や分布域の拡大
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少
自然生態系	高山帯・亜高山帯植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

- ◇ 国の影響評価等を基に、本道の地域特性などを踏まえ、重点的に取組を進める分野として「自然環境」「産業」「自然災害」「生活・健康」の4つを選定

#### 5 適応の取組に関する基本方針

##### (1) 本道の強みを活かす適応の取組の推進

- 上記4を踏まえ、4つの分野について重点的な取組を推進
- 道の政策分野に適応の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分野	取組の視点
自然環境	・豊かな自然環境の適切な保全と持続可能な利用
産業	・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興
自然災害	・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり
生活・健康	・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備

##### (2) 情報や知見の収集と適応策の検討

- 不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するためには、科学的知見を充実させるとともに、「きめ細かく」、「わかりやすく」情報を提供していくことが必要
- 国や関係機関と連携しながら、適応に関する情報収集・提供を行い、適応策を検討

##### (3) 道民や事業者等の理解の促進

- 道民や事業者等の気候変動による影響や適応への理解を促進するため、対象者や事業種別等を踏まえた普及啓発や情報提供を推進
- 事業活動における「気候リスク管理」とともに、適応を新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進

##### (4) 推進体制の充実・強化

- 各分野における取組を円滑に推進するため、道民や事業者、関係機関・団体と連携・協働し、地域における適応の取組を推進
- 住民等に身近な市町村が自らの政策等に適応の視点を組み込み、気候変動の影響への対応力を向上していくため、地域に応じた具体的な取組などの情報提供を推進
- 庁内組織である北海道地球温暖化対策推進本部の活用や、法で情報基盤の中核と位置付けられた国立環境研究所、国・道内研究機関等が参画する気候情報連絡会との連携